

条例の改正に伴う旧・新対照表

○ 舞鶴市手数料条例	1
------------	-------	---

舞鶴市手数料条例旧新対照表

旧	新
<p>附 則 1及び2 (略)</p>	<p>附 則 1 及び 2 (略) (多機能端末機において証明書等の交付を行う場合の手数料の特例) 3 <u>令和4年10月13日から令和6年3月31日までの間に限り、多機能端末機(市長の使用に係る電子計算機と電子通信回線で接続された端末機であって、証明書等を発行する機能を有するものをいう。)</u> <u>において戸籍法(昭和22年法律第224号)第120条第1項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付、租税その他公課に関する証明のうち個人の市民税及び府民税の課税に関する事項又は所得に関する事項の証明をした書面の交付、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項の規定に基づく住民票の写し及び住民票記載事項証明書の交付、同法第20条第1項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付並びに舞鶴市印鑑条例(昭和52年条例第1号)第14条第2項の規定に基づく印鑑登録証明書の交付を行う場合の手数料に係る別表の適用については、同表第1号中「450円」とあるのは「350円」と、同表第21号、第23号、第24号及び第27号中「300円」とあるのは「200円」とする。</u> 改正附則 この条例は、令和4年10月13日から施行する。</p>